

ID: 195

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	柴田町指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成10年水道規程第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (指定の停止)</p> <p>第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日